

議案第13号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和42年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

結果の区分		顕彰金の額
死亡したとき。		<u>30,000,000円</u>
障害の状態となつたとき。	第1級	<u>20,600,000円</u>
	略	
略		

備考 略

別表（第2条関係）

結果の区分		顕彰金の額
死亡したとき。		<u>25,200,000円</u>
障害の状態となつたとき。	第1級	<u>18,700,000円</u>
	略	
略		

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。